

つがる西北五広域連合職員の職務に専念する義務の特例 に関する条例

平成 11 年 4 月 1 日

条 例 第 8 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日

条 例 第 6 号

改正 平成 24 年 3 月 27 日

条 例 第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関して必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）により交通を制限され、若しくは遮断され、又は入院した場合

(4) 職員団体の代表者として当局と交渉する場合

(5) 前各号に規定する場合を除くほか、任命権者が別に定める場合

(平成 17 条例 6・平成 24 条例 9・一部改正)

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 6 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 9 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。